

横浜市鶴見川漕艇場 安全管理運営要綱 説明会

令和7年10月13日（祝・月）
令和7年10月18日（土）

【お 礼】

日ごろから当漕艇場の安全な
管理運営にご協力をいただき、
誠にありがとうございます。

施設が老朽化しておりますが、
皆様に丁寧にご利用いただいて
おりますことに心から感謝をいた
します。

引き続きと漕艇場へのご支援を
お願いいたします。



漕艇場の管理体制のご紹介

現場責任者	場長	菅家 隆彦	
管理責任者	スポーツ施設部長	永嶺 隆司	
副管理責任者	担当課長	宮田 豊	

常時職員3～8名程度が勤務しています。

横浜市鶴見川漕艇場 安全管理運営要綱

制定：令和7年 9月1日

施行：令和7年11月1日

制定者（管理者）：公益財団法人横浜市スポーツ協会

制定協力者（設置者）：横浜市にぎわいスポーツ文化局

協力及び支援者：NPO法人横浜市ローイング協会等

【要綱制定の背景】

利用者の皆様と漕艇場管理者が協力して、安全な管理運営の強化を図ることを目的に制定しました。

現行の
ルールや
注意事項

まとめて整理

安全管理
運営要綱

第1章 総則

第1条 目的

この要綱は、横浜市鶴見川漕艇場の利用に際して、安全管理の方針並びに管理運営方法を明確にして、漕艇場の管理者及び乗艇する個人や団体の利用者が、安全最優先の徹底を図り、**水難事故等の未然防止及び事故等が発生した際は最小限に抑え、適正かつ円滑に処理するための基準を定めることを目的とする。**

第3条 用語の定義

(1) 漕艇場

漕艇場の範囲は、横浜市が所有する管理棟及びその敷地に加えて、国土交通省が管理する堤防、鶴見川利用区域、艇を出艇させるための船台とする。

(1) 漕艇場の定義



第3条 用語の定義

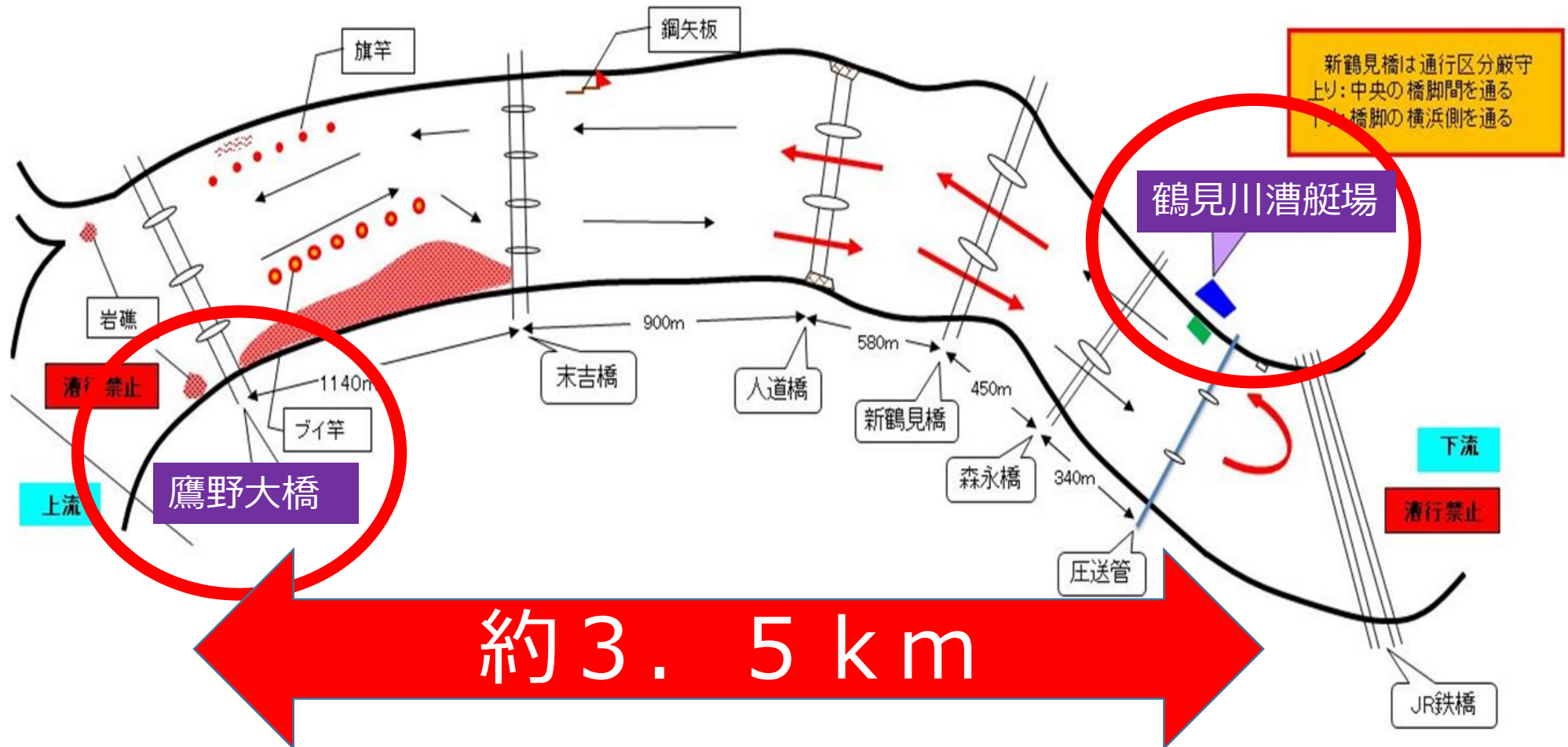
(2) 鶴見川利用区域の設定

漕艇場管理者として設定する鶴見川利用区域は、河川の水位や岩礁、浅瀬等の形状等の自然環境、緊急時の対応を考慮して、漕艇場付近の圧送管から鷹野大橋までを折り返し地点とする約3.5kmとする。

(別図1のとおり)

(別図 1) 横浜市鶴見川漕艇場 鶴見川利用区域

第3条第1項第2号関係



第2章 管理者の安全方針

第5条 安全方針

漕艇場管理者は、未然に事故防止及び事故発生時において適切な事故対応をすることにより最小限での被害に留めるように、安全最優先の原則に則り、漕艇場利用規則の設定、安全な運航に必要な情報の提供、事故等に対する確実な対応等の安全管理体制を確立するように努める。

第5条 漕艇場管理者の安全方針

- 1 未然に事故防止
- 2 事故発生時において適切な事故対応＝最小限の被害に留める。
- 3 安全最優先の原則 ⇒ 漕艇場利用規則の設定
- 4 安全な運航に必要な情報の提供（河川の危険区域や天候等）
- 5 安全管理体制を確立する（安全講習会の実施等）

第3章 利用者の責務

第8条 自己責任の範囲

漕艇場の施設及び設備の瑕疵及び漕艇場管理者の不適切な行為を除き、利用者個人の判断で行われる

漕艇場での行為は自己の責任下にあるものとし、漕艇場管理者及び漕艇場設置者はいかなる責任も負わない。

第8条 自己責任の範囲

漕艇場管理者の責任

施設及び設備の
瑕疵及び管理者
の不適切な行為

利用者の責任

利用者個人の
判断で行われる
漕艇場での行為

利用者の漕艇場での行為は、自己の責任下にあるとし、
漕艇場管理者及び漕艇場設置者はいかなる責任も負いません。

第8条 自己責任の範囲

2

この
をし
わす
切責



利用
を問
一

第9条 引率者等の責任の範囲

第10条 舵手の責任の範囲



18歳未満の**引率者**や団体の**責任者**や**コーチ**、
環境や艇の状況により乗艇者に指示をする**舵手**は、
事故等が生じた際は管理責任が生じることを自覚して行動する。

第11条 漕艇場の利用規則

漕艇場の利用に際して必要な安全な利用規則は次の各号のとおりとする。

- (1) 乗艇者の能力条件
- (2) 乗艇前後の点検の実施
- (3) 乗艇者の安全配慮条件
- (4) 水路の右側通行徹底
- (5) 見張りの徹底
- (6) 接触防止のための声掛け実施
- (7) 橋付近の停船禁止
- (8) 艇の旋回制限
- (9) 適切な艇間距離と追い越しのルール

(漕艇場の利用規則)

- (10) 衝突を避けるための動作
- (11) 艇の利用時間単位の厳守
- (12) 釣り人への配慮
- (13) 悪天候時の利用申し込みの中止等
- (14) 強風時のクレーンによる乗艇利用
- (15) 雷時の乗艇利用
- (16) クレーン作業時の作業領域の立入禁止
- (17) ホイストクレーン作業時の艇庫への立入禁止
- (18) 玉掛作業時の安全確保と作業手順
- (19) その他

第11条 漕艇場の利用規則

(1) 乗艇者の能力条件

乗艇するには、自力出艇・帰還できる技術と能力及び転覆した際に岸までたどり着ける泳力を有しなければならない。ただし、自力出艇・帰還できる技術と能力がない者は、複数艇で乗艇して経験ある指導者の責任下であること、または岸での伴走により常に監視できる体制であることで利用可能とする。

第11条 漕艇場の利用規則

(3) 乗艇者の安全配慮条件

乗艇者は安全に配慮するため、以下の行為を実施しなければならない。

ア すべての乗艇者は安全確保のため、ライフジャケットを着用し、舳手（バウ）と舵手（コックス）は漕艇場管理者が指定する目立つビブス等を着用しなければならない。

乗艇者は、ライフジャケットを着用し、
舳手（バウ）と舵手（コックス）は目立つビブス等を着用



ライフジャケットの着用必須



目立つビブス等（オレンジ色が基本）

第11条 漕艇場の利用規則

(3) 乗艇者の安全配慮条件

乗艇者は安全に配慮するため、以下の行為を実施しなければならない。

イ 艇種に応じた競技参加の人数を確保
できない際は乗艇を禁止する。
(別表 1 のとおり)

別表 1 (第 1 1 条第 1 項第 3 号イ関係)

艇種	規定人数 (人)
シェルエイト	舵手 1 漕手 8
ナックルフォア	舵手 1 漕手 4
舵手付フォア	舵手 1 漕手 4
舵手付クオドルプル	舵手 1 漕手 4
ダブルスカル	漕手 2
シングルスカル	漕手 1

途中で人数が欠けた場合も利用できません。

レーシングカヤック (1人乗り)	漕手 1
レーシングカヤック (2人乗り)	漕手 2
カナディアンカヌー (2人乗り)	漕手 2
スラロームカヤック	漕手 1
レクリエーショナルカヤック	漕手 1
ポロ	漕手 1

第11条 漕艇場の利用規則

(4) 水路の右側通行徹底

河川上の水路は、常時右側通行とする。



第11条 漕艇場の利用規則

(5) 見張りの徹底

乗艇者は、海上衝突予防法（平成15年法律第63号）に則り、常に360°周囲の状況及び他の艇との衝突のおそれについて十分に判断することができるように、視覚、聴覚及びその時の状況に適した他のすべての手段により、常時適切な見張りをしなければならない。

第11条 漕艇場の利用規則

(5) 見張りの徹底

常に360°周囲の状況及び
他の艇と衝突しないように
常時適切な見張りをして
ください。



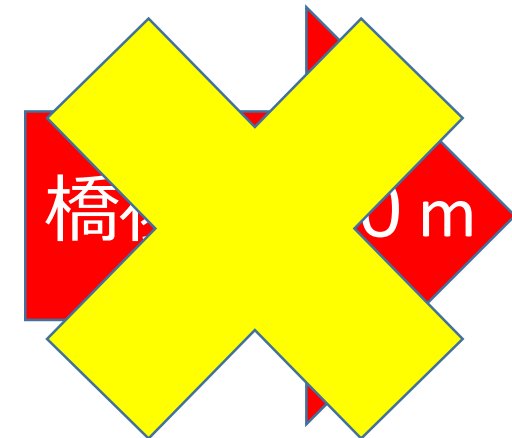
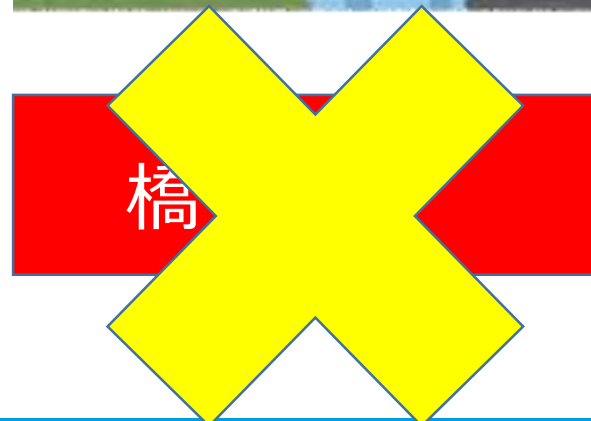
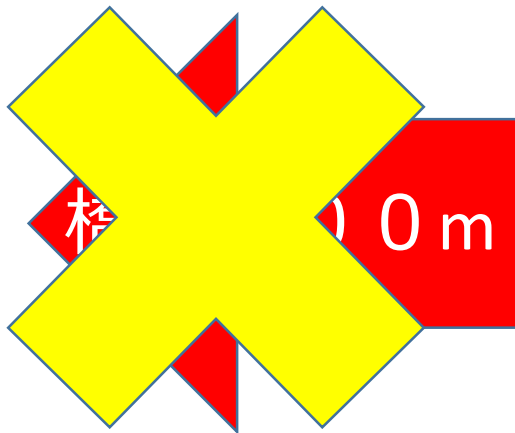
第11条 漕艇場の利用規則

(7) 橋付近の停船禁止

橋は死角を作り、その前後は暗所で視界が良好でないため、橋の前後100m以内での停船はしてはならない。

(7) 橋付近の停船禁止

橋の下と、前後100m以内
での停船はできません。



第11条 漕艇場の利用規則

(8) 艇の旋回制限

旋回は、下流・風下での遂行を原則とするが、鷹野大橋は橋の衝突を回避できる十分な距離を確保することで上流での旋回ができる。

第11条 漕艇場の利用規則

(9) 適切な艇間距離と追い越しのルール

各艇は、他の艇との衝突を避けるために必要な距離を適切に保ち、追い越される艇は右岸に寄り、追い越しを行う艇は川の中央側から周辺に注意を払いながら追い越さなければならない。つとともに、追い越しを行う際は、

(9) 追い越しのルール

中央側

追い越しされる
方は岸側

岸側

追い越す方は
中央側

第11条 漕艇場の利用規則

(11) 艇の利用時間単位の厳守

艇の利用単位は2時間であり、漕艇場管理者から特別な指示がない限り、この時間内に艇庫から艇を出し、艇の点検、乗艇、艇の水洗いと点検、納艇をしなければならない。

第11条 漕艇場の利用規則

(11) 艇の利用時間単位の厳守



艇の利用時間単位（2時間）

他の利用者の迷惑にならないようご協力をお願いします。

艇庫 → 艇の点検 → 乗艇 → 艇の水洗い → 点検 → 納艇

第11条漕艇場の利用規則

(12) 釣り人への配慮

河川で釣り人を見つけた際は、当該
釣り人付近に接近しないようにしなければ
ならない。

(12) 釣り人への配慮



【要約】令和7年9月21日メールで当協会へ投書

(鶴見川でボート、カヌーを楽しむ方へ)を守らないなら使用をやめてもらいたいです。

釣りしてる前を3mくらいの距離に寄ってきました。

毎回通るボートは後ろを見ず安全確認せず突っ込んできます。

スピーカーで大声で叫ぶのも迷惑です。

嫌がらせなのか毎回目の前で止まって休憩し始めることもあります。

もちろんこちらも鶴見川で釣りをさせてもらってる側なのでボートが来たら一旦ルアーを回収して通りすぎるのを待ってますが、その前で休憩するのは非常識だと思います。

釣り針が引っ掛かったら、傷害事件になりかねないので防いでますが、ボート、カヌーの人たちにモラルとマナーの改善をお願いします。



(12) 釣り人への配慮



絶対に近づかないでください。

第11条 漕艇場の利用規則

(14) 強風時のクレーンによる乗艇利用

瞬間風速10m以上がある際は、艇のクレーンでの船台への上げ下ろしを中止する。クレーン利用の再開は、瞬間風速10m未満が60分以上継続した際に可能とする。

(14) 強風時のクレーン による乗艇利用

- 瞬間風速10m以上
がある、上げ下ろし
を中止。
- 再開は、風速10m
未満が60分以上
継続した後。



第11条 漕艇場の利用規則

(15) 雷時の乗艇利用

落雷は命を落とす危険があるため、落雷による雷鳴等の音が発生した際はすぐに引き返さなければならない。避難は、漕艇場内の建物の中で待機することとし、最後の雷から何も無い状態が30分経過してから利用再開できるものとする。

(15) 雷時の乗艇利用

- 命を落とす危険があるため、雷鳴等の音が発生した際はすぐに引き返す。
- 避難は、漕艇場内の建物内。
- 最後の雷から30分経過後に利用再開。



第11条漕艇場の利用規則

(16) クレーン作業時の作業領域の立入禁止

漕艇場管理者が、船台設置片付けや、艇を堤防上から船台に下ろす作業、艇を船台から堤防上に上げるクレーン操作をする際は、漕艇場管理者が三角コーン等で定めた領域に立ち入ることはできない。

第11条 漕艇場の利用規則

(17) ホイストクレーン作業時の艇庫への 立入禁止

艇庫内のホイストクレーンで艇の巻き上げ・巻き下げを行う際は艇庫内に立ち入ることはできない。

(16) クレーン作業時の 作業領域の立入禁止



(17) ホイストクレーン作業 時の艇庫への立入禁止



第11条 漕艇場の利用規則

(19) その他

漕艇場管理者から安全等に関する指示がある際は、利用者はこれに従わなければならない。

第12条 利用申込書の提出

乗艇者は漕艇場管理者が示す「横浜市鶴見川漕艇場利用申込書（様式1）」にこの要綱を遵守することを誓約しなければ、漕艇場の施設や設備、備品等を利用できない。

横浜市鶴見川漕艇場利用申込書（様式1）

(様式1) 第11条第1項第13号・第12条・第22条関係
PMS文書番号: Bbf09001-01

横浜市鶴見川漕艇場利用申込書 * (貸与艇・保管艇・その他)

令和 年 月 日

公益財団法人 横浜市スポーツ協会会長 様

当方には、横浜市鶴見川漕艇場安全管理運営規程に記載してある事項に準拠するべくを誓約して、
 利用申込書を提出します。なお、この誓約に違反した場合に利用ができなくなることを承諾します。
 (別掲「個人情報の取り扱いについて」に同意いただけましたら、下記必要事項に記入してください)

団 体 名 _____

氏 名 (申込者) _____

《緊急連絡先 (必須)》

乗艇者の連絡窓口 名前: _____ 電話番号: _____

家族への連絡先 名前: _____ 電話番号: _____

* 該当する番号を○で囲んでください。 * 一般・学生

艇 種	利 用 時 間	計	数	利用料金
1 シェルエイト	: ~ :	時間	艇	円
2 ナックルフォア	: ~ :	時間	艇	円
3 シェルフォア	: ~ :	時間	艇	円
4 クオドルプル	: ~ :	時間	艇	円
5 オーシャンスカル	: ~ :	時間	艇	円
6 ダブルスカル	: ~ :	時間	艇	円
7 シングルスカル	: ~ :	時間	艇	円
8 カナディアンカヌー	: ~ :	時間	艇	円
9 カヤック ()	: ~ :	時間	艇	円
10 持 込 ()	: ~ :	時間	艇	円
11 会 議 室	: ~ :	時間	艇	円
12 膨張式ゴムボート	: ~ :	時間	艇	円
13 プロジェクター	: ~ :	時間	艇	円
14 エルゴ	: ~ :	時間	艇	円
15	: ~ :	時間	艇	円

利 用 人 数	男性	人・女性	人	合 計	人
利 用 料 金 合 計	円				

横浜市鶴見川漕艇場利用申込書（様式1）

私たちは、「横浜市鶴見川漕艇場安全管理運営要綱」
に記載してある事項を遵守することを誓約して、利用
申込書を提出します。なお、この誓約に違反した場合に
利用ができなくなることを承諾します。

団 体 名

氏 名（申込者）

《緊急連絡先（必須）》

乗艇者の連絡窓口

家族への連絡先

※家族への連絡先は、シングル・ダブルスカル、カヌー
の乗艇者家族の緊急連絡先を記載してください。

名前： 電話番号：

名前： 電話番号：

第13条 利用の不許可
漕艇場管理者は、この要綱を遵守
できない、または遵守しようとしていない
利用者の船台等の施設利用を許
可しないことができる。

第14条 緊急時の連絡

利用者が乗艇する際は、緊急時に対応するため、携帯電話の所持と緊急時の連絡先を把握して出艇しなければならない。

第22条 事故や急病人が発生した際の通報

利用者は、乗艇の際に携帯電話を持ち込み、
予め緊急連絡体制（消防署：119番、漕艇
場：045－582-8680）を把握して緊急時に通
報する。なお、乗艇中の緊急時連絡先

（乗艇者・団体または家族）の電話番号は、
「横浜市鶴見川漕艇場利用申込書（様式
1）」に記入しなければならない。

第14条 事故や急病人が 第22条 発生した際の通報

利用者は、乗艇の際に携帯電話を持ち込む。

【緊急連絡先】

- 消防署：119番
- 漕艇場：045-582-8680

緊急時に通報する。



第16条 安全講習会への参加
利用者は、漕艇場管理者が
主催する安全講習会のうち、
原則年に1回は参加しなければならない。

第17条 「アクシデント・インシデント・リポート」 の提出

利用者は、漕艇場及び河川利用の際に事故直前回避体験及び事故を起こした際は、「アクシデント・インシデント・リポート（様式2）」を漕艇場管理者に提出しなければならない。

アクシデント・インシデント・リポート（様式 2）

(様式2)第17条関係
PMS文書番号 Bfr16001-1

1/2

No. _____

アクシデント・インシデント・リポート (事故・事故直前回避体験・報告書)

[リポート作成の留意]

1.発生した事故について当事者がその経過を振り返り原因を確認することにより、今後の再発を防止する。

[報告の対象となる事故]

- 船上、水上を問わず、着手や舵手が負傷した事故。
- 水上において、他艇や船舶との衝突により艇本体やリガーが破損した事故。
- 風雨、波などにより、艇が沈没した事故。
- 読者の有難にかかわらず、外部の表彰を仰いだ事故。
- 損害はなかったが、危険と判断される状況だった場合。

[報告要領]

この用紙によって、発生後速やかに鶴見川運転場に提出してください。記載された個人情報、無断では外部に公開しません。

☐ 必須項目

報告者	姓(名)・役職:		住所:	
	氏名: (フリガナ)		電報: (Eメール:)	
発生日	年 月 日 (曜日) □午前/□午後 時 分 (□満 □確定)			
発生の場所	水域名:		鶴見川	
	詳細な位置(付近)			
気象・水質	気温: °C	天候:	風向・風速:	視界: □良好 □不良(約 m)
	水温: °C	潮流等:	流向・流速:	水質: □濁 □澄
行事	□通常練習中 □大会中(大会名:) □その他:			
署名	クラブ責任者 年 月 日		安全責任者 年 月 日	

裏面にも記載ください

YK11 個人ファンダM01/東宮・浜野郎M2/荒田M3/川瀬船場M2 横濱・ルール改定M2 (財)安全管理部連合M01 安全管理情報室第11課(第11課)
(様式2)アクシデント・リポート、インシデント・リポート原稿

(様式2) 第17条関係 PMS文書番号 Bbf16001-1 2/2				
関係者 A B	所属団体名	職種	クルー構成(学年、性別、氏名等)	
関係者・ 目撃者	所属団体	役職	氏名	関係 ☐ 救助 ☐ 目撃 ☐ その他 ☐ 救助 ☐ 目撃 ☐ その他
状況 発生前 発生時 事故位置 写真	時刻	状況(時系列に沿い、「客観的事実」(確定)を判別して記載。被害については次第に記載)		
	シート	氏名	乗務状況	事故位置(口深口予定)
人的損害				
物的損害	移動物	乗務状況	事故位置(口深口予定)	
参考 情報			添付資料 ☐ なし ☐ あり (種類、合計 枚)	
【現場見取り図】				

今後の事故防止
に役立てていきます
ので、
事故・ヒヤリハット
にあった場合は、
リポートのご提出
をお願いします。

第21条 事故や急病人発生時の対応方針

事故や急病人が発生した際の対応にあたっては、次に掲げる基本的態度を優先する。

- (1) 人命の安全確保を最優先として、漕艇場管理者及び利用者が協力しながら行う。
- (2) 事態を楽観視せず、常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずる。

第21条 事故や急病人発生時の 対応方針事故や急病人が発生し た際の対応

■ 人命の安全確保を
最優先



■ 管理者及び利用者が協力して行う。

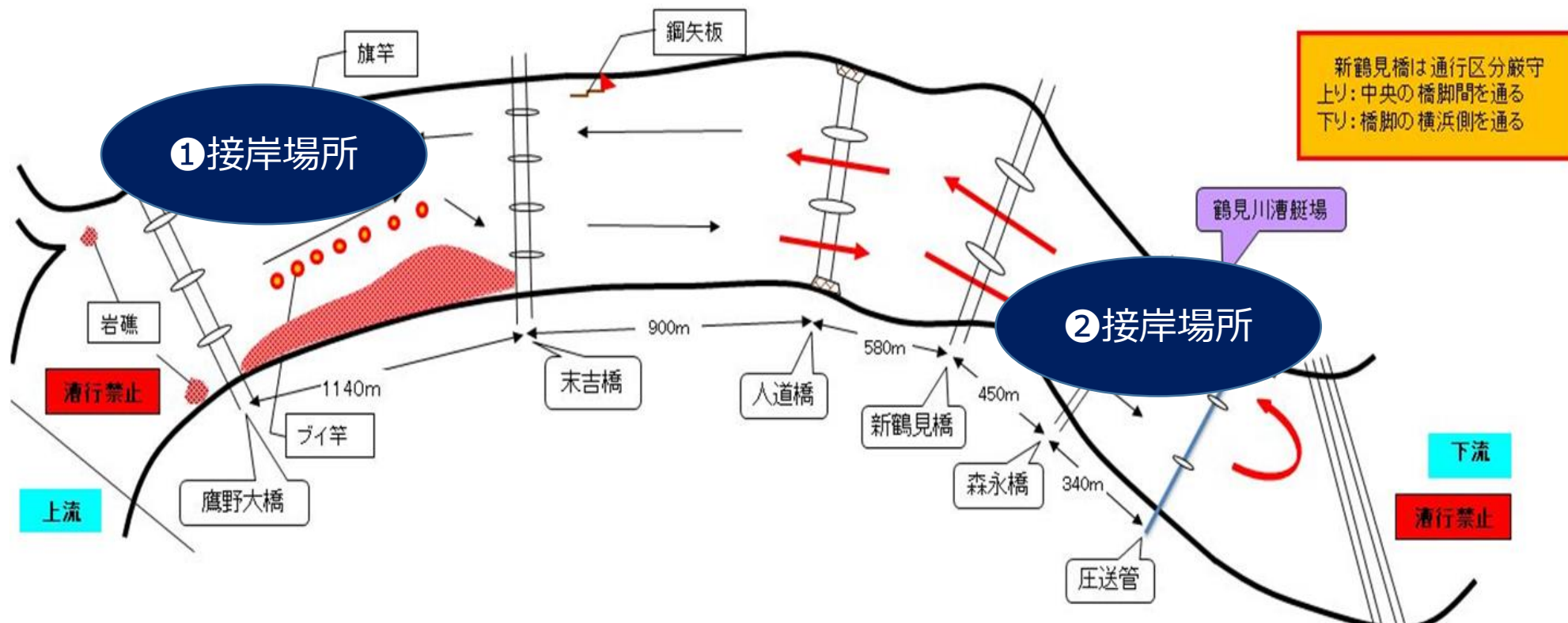


第23条 艇の「沈」等への対応

(2) 緊急時の接岸場所

河川の両岸は垂直な壁であり、岸へ上がることができないため、緊急時に水上から岸へ上がる際は、漕艇場の船台及び鷹野大橋付近の2か所のうち、近い方に接岸する。

(2) 緊急時の接岸場所



漕艇場の船台及び鷹野大橋付近の2か所のうち、近い方に接岸する。

第23条 艇の「沈」等への対応

(4) 冬季の「沈」の対策

冬季の「沈」は体温を奪われ、生死に直結する危険性があることを自覚してから乗艇する。特にシングルスカル・ダブルスカルの出艇前には、「冬季の乗艇利用についての確認書（様式3）」を提出しなければ、漕艇場管理者は船台等の施設利用を許可できない。

(4) 冬季の「沈」の対策

- 冬季の「沈」は体温を奪われ、生死に直結する危険性があります。
- 特にシングルスカル・ダブルスカルの出艇前には、「冬季の乗艇利用についての確認書（様式３）」を提出しなければなりません。

冬季の乗艇利用についての確認書（様式 3）

鶴見川漕艇場		(様式 3) 第 23 条第 1 項第 4 号関係 PMS 文書番号 Bbf18002-1	
【冬季の乗艇利用についての確認書】			
冬季における乗艇について安全に楽しんで頂くため、下記事項をご確認頂き、同意及び遵守をお願い致します。			
対象：シングルスカル・ダブルスカル利用者			
期間：12月10日～2月末日まで（3月も気象状況により延長有）			
<出航にあたって>			
1. 鶴見川での乗艇は一般河川の利用であり、他の漕艇場とは違う危険が伴います。			
2. 落水しても自力で再乗艇できること 自力で再乗艇出来ない方は単独での乗艇は出来ません。パディシステムまたは岸に伴走を付けること			
3. 濡れた場合でも低体温症に陥りにくい生地や衣類を着用すること。 ※ドライレジャー、ドライジャケット等の体温を奪われにくい衣類。			
4. 防水処理した携帯電話等の通信機器を携帯し、事象の大小に関係なく即座に、救急(119番)・漕艇場へ緊急連絡を入れること。 ※自身の身を守る意味もありますが、多くは他者救助の意味合いが強いため、必ず携行ください。			
5. 艇の調整・確認を出航前に必ず行うこと。			
6. その他、漕艇場の判断により出航に制限をかけることがあります。 ※気象条件の目安（水温10度以下・気温5度以下・白波の発生・降雪・雷鳴等）			
7. <u>出航後はあくまでも乗艇者個人の責任となります。乗艇者の起因する事故・トラブルが発生した場合は、漕艇場は責任・補償を負いかねます。</u>			
※上記事項をご確認頂き、同意及び遵守頂けない場合は出航をお断りする場合もあります。 (別掲「個人情報取り扱いについて」に同意いただけましたら、下記必要事項に記入してください)			
公益財団法人横浜市スポーツ協会 横浜市鶴見川漕艇場 場長			
☐ 利用するにあたり上記事項を確認しました。同意し遵守します。			
記入日 年 月 日			
署名		（団体名： ）	



【まとめにかえて】

今後も、利用者の皆様と漕艇場管理者が協力して、安全な管理運営の強化をしていきましょう。引き続きご支援とご協力をお願いいたします。





ご清聴頂き
ありがとうございました